

**晴海二丁目教育施設建設工事設計業務委託
設 計 概 要**

1 所在地の概要

- (1) 住 所：中央区晴海二丁目1番 (住居表示)
晴海二丁目106-1 (地名地番)
- (2) 敷地面積：15,069.88m²
- (3) 用途地域・地区等
- ① 用途地域：準工業地域
 - ② 建蔽率／容積率：60%／400%
 - ③ 防火地域
 - ④ 晴海地区地区計画（再開発等促進区を定める地区計画）
 - ⑤ 臨海部開発土地区画整理事業
- (4) 敷地条件 (※別図参照)
- 土地形状 南北：約90m、東西：約170m
- 接道 北：東京都道第304号線 幅員約62m
南・東：特別区道第881号線 幅員 18m
- その他 西：貫通通路 幅員 6 m

2 事業スケジュール(予定)

- ・基本設計 令和8年5月～令和9年3月
 - ・実施設計 令和9年4月～令和10年11月
(※都市計画手続、積算及び計画通知等の法定手続を含む)
 - ・建設工事 令和10年12月～令和14年5月 (延べ42か月※準備期間含む)
 - ・開 設 令和14年9月
- 以下参考
- ・小学校・幼稚園利用 令和14年9月～令和18年3月
 - ・改修工事・開校準備 令和18年4月～令和19年3月
 - ・開 校 令和19年4月

3 想定施設規模

- (1) 施設規模：延べ面積17,000m²程度
- (2) 構 造：耐火構造
- (3) 主要用途：中学校
- (4) 学級数：24学級（最大30学級）

4 重点事項説明

晴海二丁目の都有地に建設する教育施設は、建設当初月島第一小学校の仮校舎及び月島第一幼稚園の仮園舎として暫定利用し、改修期間を経て晴海中学校の新校舎として使用する。

設計にあたっては下記の重点事項に配慮するとともに、5「基本仕様一覧」、別冊1「中央区立学校施設標準仕様（小学校・中学校編）」及び別冊2「中央区立学校施設標準仕様（幼稚園編・抜粋）」を踏まえた設計とすること。

I 転用計画と普通教室等増設のための改修計画

1 転用計画

建設する校舎は、建設当初月島第一小学校の仮校舎及び月島第一幼稚園の仮園舎として約4年間暫定利用し、約1年間の改修期間（工事9か月、開設準備期間3か月）を経て晴海中学校の移転先校舎として使用する。

この計画を円滑に遂行するためには、小学校・幼稚園の使用形態から中学校の使用形態へ、効率的に転用できる設計を求めている。

また、使用形態を切り替える改修工事の費用や工期を軽減するとともに、転用前・転用後のレイアウトに余剰スペース等が生じることなく、それぞれの使用目的に有効活用できる転用計画とすることが重要である。

なお、約1年間の改修期間中も、校庭や体育館を使用する地域スポーツ開放事業は継続する可能性があるため、スポーツ関係施設が閉鎖にならないよう当初設計から配慮する必要がある。

2 普通教室等の増設

月島第一小学校の使用に向けた設計では、普通教室は全学年で24学級の設計とする。晴海中学校に転用したのちは、地域の開発計画等による人口増を踏まえ最大30学級で運用できる設計とする。

また、普通教室の増加に伴い、理科室・家庭科室・技術室の特別教室と各準備室を増やす必要があり、将来的には特別支援学級事業も実施する場合がある。

これらの教室増等の改修は、区の人口増の状況を踏まえて実施するものであり、晴海中学校が使用を開始した後、数年後に行う場合もあり得る。

3 普通教室や特別教室の転用スペース（エリア）の確保

普通教室のクラス増やこれに伴う特別教室の増設を効率的に行うため、教室等に転用可能なスペース（以下「転用スペース」という。）を検討している。転用スペースの確保及び転用前後の使用方法は、本事業の重要な課題であり、余剰スペースを設けず効率的な転用ができる計画を求めている。

また転用時には、生徒の安全を確保し、学校運営に支障なく必要な改修工事が実施できるよう、生徒の活動エリアと、改修工事エリアを完全に分離できるような改修計画を当初から作成しておく必要がある。

II 施設へのアプローチ

本施設に通学・通園する生徒・児童・園児の多くは、晴海一丁目交差点又は月島運動場交差点付近において、広幅員で交通量の多い晴海通りを横断して来校・来園することが想定されます。

特に、小学校及び幼稚園としての暫定利用期間においては、歩行者動線の安全性及び連続性の確保が重要となることから、晴海一丁目歩道橋の利用も含め、周辺の歩行者ネットワーク全体を踏まえたアプローチ計画や歩道橋のあり方について、総合的に検討する必要がある。

III 晴海通り沿いの緑地

晴海通り沿いの既存樹木は、晴海地区においても貴重なまとまりのある緑地であることから、樹木医による診断を踏まえつつ、可能な限り既存樹木の活用を図り、緑地の大幅な削減を避けながら、緑地と学校施設が一体となった空間の形成について検討する必要がある。

IV 前提条件

1 一足制の導入

小学校及び中学校では「一足制」を採用する。

幼稚園エリアは、上履きを使用するため、小学校エリアと幼稚園エリアは明確な区分が必要である。

運動場は、人工芝仕様とし、教室・各特別教室・廊下等は、それぞれの用途及び外履きでの入室に適した床材にする。

※「一足制」は通学時の外履きを校舎内でも使用することをいう。

【注意点】

一足制を前提としたエリア分けと活動動線、幼稚園昇降口の位置と転用計画、各昇降口の広さ

2 校内の移動

特別教室や運動場等（体育館・多目的運動スペース（仮称）、武道場兼第二体育館、校庭）への移動は、授業間の休憩時間で行うため、移動に要する時間を考慮したレイアウトにする。

特に体育の授業では更衣をするため、更衣室（女）の位置にも配慮する。

【注意点】

普通教室・特別教室・運動施設・更衣室との位置関係

V 教室等

1 児童・生徒数、教室数等

(1) 中学校使用時

①中学校は1学年8学級、3学年までの計24学級、定員は35人

②中学校は最大30学級の編成及び必要な特別教室の設置が可能な設計とする。

③特別支援学級（3教室等）用スペースの確保

(2) 小学校使用時

①小学校は1学年4学級、6学年までの計24学級、定員は35人

②幼稚園併設（規模等は「幼稚園エリア」の項目を参照）

2 普通教室

(1) 中学校使用時

普通教室は、原則同学年を同一階に配置する。

広さは、一般的な授業形式の使用の他に、クラス全体での発表や討論、グループ学習やICTを活用した学習などの多様な学習形態に対応できるよう、有効で長辺 9.0m×短辺 8.6m以上を確保する。また、原則短辺に白板を整備する。

廊下を挟んで普通教室を並列に配置するレイアウトは、他のクラスへの影響が大きいため採用しない。(廊下の向いの部屋が特別教室や管理所室は可能)

教室の出入口は廊下に通じる2か所とする。

生徒用の机は、新JIS規格W700×D500を想定し設計する。

カーテン溜りが視界や照明等スイッチの操作性を妨げないように考慮する。

【注意点】

ロッカー位置とサイズ(備品のロッカーを小学校用サイズで教室後方に設置する)、

モニター・教卓・戸棚・出入口の位置、掲示スペースの確保

(2) 小学校使用時

教室の広さ、使用する机のサイズを含め、中学校と同じ。

【注意点】

ロッカー位置とサイズ(備品のロッカーを小学校用サイズで教室後方に設置する)、

モニター・カーテンレールと照明器具配置・教師用机・戸棚・出入口の位置、掲示スペース確保

3 少人数教室

(1) 中学校使用時

少人数教室は、学習の習熟度に応じた指導(2学級3展開等)ができるよう、学級を複数に分けたときに使用する教室である。

広さは普通教室の半分とする。

生徒の移動を容易に行うため必要数を普通教室のある各階に分けて設置する。

【注意点】

白板・モニター・出入口の位置

(2) 小学校使用時

中学校と同じ。

4 特別教室

特別教室は、各教室の用途に応じた機能・設備を備えたものにする。

準備室は、各特別教室に隣接させ、効率的な使用ができる設計にする。

(1) 中学校使用時

理科室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室を計画する。

クラス数に応じた必要室数を考慮した設計とする。

家庭科室は、室内履きに履き替えができるスペースと靴置き場(アルコープ等)を確保する。

【注意点】

普通教室からの移動距離、収納棚を配置できる壁面の確保、コンセントの位置と数、

給排水設備(必要な場合)、机椅子の位置と動線の確保。

(2) 小学校使用時

理科室、音楽室、図画工作室、家庭科室を計画する。

【注意点】

普通教室からの移動距離、収納棚を配置できる壁面の確保、コンセントの位置と数、給排水設備（必要な場合）、机椅子の位置と動線の確保

5 特別支援教室

特別支援教室は、自閉症（ASD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害、情緒障害（場面寡黙など）のある生徒・児童が在籍校で特別の指導を受けられるよう設置されているもので、普通教室とは異なる機能・設備が求められる。

設計に当たっては、「特別支援教室の運営ガイドライン/東京都教育委員会」を参考にする。

【注意点】

個別学習スペースと小集団活動スペース、運動スペースの配置・動線、出入口、カーテンの設置、準備室との位置関係

6 図書室

図書室は、読書や学習の場だけでなく、昼休み等の生徒・児童の居場所として幅広く活用される。学級数に応じた蔵書数を満たし、ICT学習等に適した環境を整備するとともに、児童・生徒が落ち着いて過ごすことができ、自発的な学習や読書活動につながる設計とする。

設計全体としては、中学校使用を前提とした設計にする。

書架の棚はすべて可動式とし、小学校使用時は書架の底板の高さ1.2m（4段程度）まで、中学校使用時には書架の底板の高さ1.5m（5段程度）までに、蔵書目標冊数を配架できる設計とする。

貸出カウンターは、司書と児童・生徒が作業できる広さを確保する。

カウンターの内側に司書作業用図書準備スペース（室）を設け、カウンターから図書室全体が見渡せる配置とする。その際、アイランド状に書架を配置する場合は、書架の高さに留意すること。

図書室内または隣接した場所に手洗い場を設置する。

【注意点】

蔵書数に余裕を持った収納棚の配置、1クラス分のグループワークテーブル・椅子の配置（1クラス分の読み聞かせ等活動スペース兼用）、個人学習スペースの設置、図書準備スペース（室）の確保と貸出カウンターとの位置関係

※参考（文部科学省　学校図書館図書蔵書基準）

小学校 24クラス 11,560冊、中学校 30クラス 17,440冊

書籍の厚さ（中央区立中学校の平均）15mm

7 礼法室

礼法室は、普通教室に準じた仕様の部屋を、華道・茶道などの部活動やクラブ活動で日常的に生徒・児童が利用する部屋として整備し、純和室としての仕様は不要である。畳エリアは8畳程度とする。

ただし、茶道の水屋として使用する流し場を設け、畳には電気炉を埋め込む必要がある。

VI 管理諸室

1 職員室

来校者への視認性が高く、校長室と接続する配置とする。

教員数約 80 人を想定し、レイアウト変更にも柔軟に対応できる設計にする。

出入口付近(廊下側)に出し入れしやすいクラス別交換便箱を設置する。

【注意点】

総合監視盤と副校長席の位置関係、インターフォン・監視用モニターの配置、

白板の設置、掲示物用壁面の確保、キャビネット・コピー機・電話機・テレビの設置

2 校長室

廊下からの出入りでき、職員室に接続する配置とする。

【注意点】

机・キャビネット・応接セット・会議用テーブル（8名程度）がバランスよく配置できる
レイアウト、ピクチャーレール(額受)

3 事務室

学校事務の担当職員が勤務する部屋であり、来校者への対応や教職員への連絡事項が必要なことから、昇降口や職員室の近くに配置する。

学校で使用する消耗品等の管理を行うことから、物品収納棚または物品用倉庫を設置する。

【注意点】

来客対応カウンター（備品）の設置スペース、机・キャビネット・金庫の配置、
日程表掲示スペース、物品収納スペース

4 保健室

原則 1 階に配置する。

保健室には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置など多くの役割がある。

長時間保健室に滞在する児童・生徒に対応できる設備を設ける必要があるため、エリア分け等室内のレイアウトを工夫する。

【注意点】

出入口を 2 か所設置、用途別エリア分け、ベッド・収納棚の配置レイアウト、校庭からのアクセス、
手洗場、足洗場、製氷機の設置、作業動線、乾燥機(ガス)、洗濯機

5 給湯室

職員室、校長室、事務室の共用とする。共用できない場合は、職員室内、校長室内、事務室内にそれぞれ水回りを設ける。

職員の動線に配慮する。

【注意点】

食器棚、レンジ、冷蔵庫、小テーブル、分別用ごみ箱

6 印刷室

職員室に近接させるが、印刷時の騒音に配慮すること。

【注意点】

作業台、用紙棚、印刷機、コピー機、裁断機、帳合機

7 主事室

校内管理・監視・清掃業務等の受託業者職員の待機室。

来校者の受付・監視業務を行いやすい場所（昇降口に隣接）に配置。

室内に更衣(男女別が望ましい)・休憩スペースを設け、清掃作業用倉庫に接続する。

【注意点】

受付カウンター、昇降口門扉の施錠作業、インターフォン等による来校者対応、ミニキッチン、洗濯機等水回りとの動線に配慮。

8 給食室

給食室は1階が望ましい。

給食室の計画においては最大食数を1,130人とし、給食専用昇降機の設置、食材搬入車両やごみ収集車両から給食室への動線に配慮する。

食材搬入口は検収室に入る汚染扱い用と配膳室に入る非汚染扱い用の2か所を設置する。

給食室を上階に配置する場合は、駐車場からの食材搬入動線や所要時間等を考慮する。また、排水設備(泡の発生による排水トラブル)に配慮する。

【注意点】

最大食数の提供に向け、シンク・回転窓・平窓、消毒保管庫等各機器の設置場所、食数拡大時に必要な数の機器を増設するスペース、作業動線の確保

9 会議室

50名以上が講義形式で使用する大会議室と15名程度がロの字形式で使用する中会議室を設ける。

【注意点】

大会議室：ミニキッチン、放送設備、机椅子の収納

10 教材庫・倉庫

教材や清掃用具などを常時保管できるよう、教材庫を普通教室がある各階に1室、行事用(大型物品)倉庫1室を設置する。また、清掃用具庫を原則各階に1か所配置する。

【注意点】

設置場所、行事用倉庫の広さと搬出入動線

11 ごみ置場

生ごみと一般ごみの保管エリアを分ける。調理室・駐車場からの動線を考慮する。

【注意点】

臭気、地流し、排水

12 昇降機

15人乗り程度の規格とする。

高齢者・身体障がい者（車椅子対応・聴覚障がい者）等の利用に配慮し、不特定多数が利用できる仕様とする。

地域開放や転用工事を踏まえ、効率的に利用できる位置に設置する。

【注意点】

設置エリアと動線、寸法、制限重量、停止階制限機能

13 共用部（廊下、階段、昇降口、水飲み場、トイレ）

廊下、階段、昇降口などの動線は最大30学級の生徒が安全かつ円滑に移動できる幅とスペースを確保する。

晴海中学校の既存校舎は、廊下・階段の幅が極めて広く、生徒や教職員が推奨しているので、新校舎においてもできる限り継承する。

昇降口は、一足制導入のため下駄箱は不要となるが、必要な数の傘立ての配置や課外活動に出発する際の待機場所としての広さを確保する。

水飲み場は、手洗い・牛乳パック洗浄、歯磨きなどを全校生徒が行うため、十分な数を設置する。

トイレは、短時間に集中的に使用するため、利用範囲のブロックごとに不足なく設置する。

また、男女の使用時間差等を考慮し男女トイレの面積割合を調整する。

小学校から中学校への転用時に、幼稚園エリアの水飲み場・トイレは中学校用に改修することを想定している。

【注意点】

水飲み場設置場所・仕様、トイレ設置場所・仕様、廊下幅、階段の設置場所と蹴上の高さ

VII 運動スペース等

1 運動場

運動場は、体育授業・地域開放で使用することを想定した設計とする。

運動場の形状は長方形を原則とし、運動場として最大限の広さを確保する。

校庭は一足制に対応するため人工芝とする。

冬場の地域開放に対応するため照明を設置する。

(1) 中学校使用時

中学校は150mトラック、70m以上の直線走路、走り幅跳び用砂場を確保する。

野球（部活動、地域開放）とフットサル（地域開放）ができるよう、必要設備を整備する。

(2) 小学校使用時

中学校用仕様の人工芝・トラック・砂場を使用する。

トラックの長さ、砂場の広さ等は中学校仕様のまま使う。ただし、トラック及び直線走路に小学校使用に対応した距離のポイントを明示する。

【注意点】

一輪車・縄跳び使用エリアの確保、幼稚園園庭との区分方法

(3) 小学校・中学校共通

【注意点】

人工芝の仕様、砂場の広さと助走路の確保、校旗等掲揚ポールの設置（小昇降口、幼昇降口、校庭）、水飲み場、運動場用トイレ（地域開放兼用）、学校用器具庫・開放用器具庫・防災倉庫の設置、防災井戸、マンホールトイレ、散水、防球ネット、夜間照明

2 テニスコート

中学校使用時にソフトテニスの部活動に対応するため、テニスコート3面以上を設置する。

テニスコート部分はゴムチップ等テニスに適した仕様とする。

小学校使用時には最低1面以上を確保する。（2面分は他用途に使用する工夫があり得る。）

【注意点】

防球ネット、夜間照明

3 体育館

体育館は、体育の授業で使用することはもとより、入学式・卒業式などの学校行事、展覧会・発表会等の教育活動に幅広く活用される。

また、災害時の避難所としての活用や地域開放を行うため、実施する競技に対応した設備にするとともに、体育授業・部活動用器具庫、地域開放用器具庫に加え行事で使用する椅子やテーブル、展示用パネル、ピアノなどの収納や防災倉庫の位置関係にも配慮した設計にする。

体育館では体育館履きを使用するため、体育館の入口には履き替え用のスペース及び靴箱を設置する必要がある。

体育館の広さは、全面使用でバスケットボールコート1面、またはミニバスケットボールコート2面（1コート半面使用）がとれる広さが望まれる。

天井高は8m以上とすること。

ステージ下に式典用パイプ椅子約800脚と会議用テーブル30脚程度の収納が必要。

【注意点】

ステージの広さと高さ、ステージの登り口、調整室・操作パネルの位置、幕の枚数、バトンの数、器具庫の位置と出し入れの容易なレイアウト、照明、遮光、種目別ラインの本数、照明とスイッチ類、床仕様、冷暖房方式、紅白幕、キャットウォーク、ピアノの出入りが容易な収納庫、校歌板設置場所、防災用倉庫の位置、小学校と中学校でバスケットゴールの高さが異なるため対応が必要

4 武道場兼第二体育館

武道場は柔道、剣道等の授業を実施する。

柔道の使用に対応するため畳が敷ける仕様とし、畠保管部屋を設ける。畠の広さは80畠程とする。

武道場では体育館履きを使用するため、体育館の入口には履き替え用のスペース及び靴箱を設置する。

また、大規模校の運動スペースを確保するため、天井高を7m程度確保する。

【注意点】

畠収納庫、畠固定器具、畠枚数、器具庫

5 プール

プールは屋内温水プールを想定しているため、維持管理経費に配慮した設計とともに、換気設備には十分に留意し、結露対策や塩素が他エリアに影響を及ぼさないようにする。

また、小学生・中学生が共用できるよう、筐体の深さは小学校仕様を標準とした設計にする。

複数クラスの合同利用を前提に、プールサイドの待機エリアを広く確保する。

【注意点】

6 コース、プールサイドスペース（3 クラス対応）、使用人数に応じた更衣室の広さとロッカーナンバー

VIII 幼稚園エリア

1 前提条件

小学校使用時に併設する幼稚園の設計については、園舎の利用時間・利用方法等について、小学生の学校生活と大きく異なることを前提に、安全で快適な使用ができるよう園児の活動に十分配慮した設計とする。

2 クラス数等

3歳児 3 クラス、4歳児・5歳児は各 2 クラスの計 7 クラス

遊戯室 1 室

預かり保育室 1 室

3 昇降口

昇降口は幼稚園専用とし、小学校と分ける。

幼稚園は一足制とせず、上履きを使用するため下駄箱、傘立て、レインコート掛けを置くスペース、及び登園・降園の際に人が滞留できるスペースを確保する。

下履きと上履きのエリアが混在しないよう、併設する小学校エリアとは明確に区分する必要がある。

4 園庭

園庭は小学校と共用するが、利用に際しては、小学校使用エリアと区分し接触しにくい工夫が必要となる。

砂場も小学校と共用とするため幼稚園エリアから利用しやすい位置に設置する。

幼稚園専用の鉄棒を設置する。

園児の観察用プランター（ビオトープの代用）を必要クラス分設置するスペースを確保する。

夏場は、組み立て式プール（4・5歳児用、3歳児は簡易プール）を設置するため、給排水設備を設ける。

砂場・プールには日除けを設置することが望ましい。

園庭は保育室から出入りし、園庭履きに履き替えるので、各保育室の園庭側に靴箱と履き替えをするスペースを確保する。ただし、昇降口、保育室、園庭への動線の工夫で、靴箱は 1 か所としてもよい。

5 水飲み場（手洗い場）、トイレ

水飲み場（手洗い場）は各保育室内または保育室に近接した廊下に設置する。

トイレは園児の身長・使用形態に合わせた仕様で設置する。また、預かり保育室の利用園児が使用するトイレは保育室に近接する。

6 職員室・保健室

教員数約20人を想定した設計とする。

幼稚園には専用の保健室は設けず、職員室内に保健室機能を整備する。

水飲み場（手洗い場）を設置する。

7 園長室・会議室

園長室は小会議室を兼用する仕様が望ましい。

園長室と職員室は隣接させる。

8 弁当保管スペース

園児用仕出し弁当を保管するための倉庫（エアコンによる個別温度設定が可能な部屋）を保管場所とする。

9 預かり保育事業

通常保育とは別に保育時間を延長して園児を保育する「預かり保育」を実施しているため、預かり保育用保育スペースが必要となる。

また、預かり保育事業は業務委託となることから、担当職員の職員室、休憩室兼更衣室を預かり保育室と近接する場所に整備する。

IX 子供の放課後対策事業

1 プレディープラス室及び事務室

プレディープラス室は、保護者の就労状況に関わらず、放課後や土曜日などに児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」をいう。

事務室は、プレディープラス室に隣接させる。

室内に水飲み場及びランドセル等の保管場所を設ける。

小学校・幼稚園スペース等との使用するエリアの区分、他校からプレディープラスを使用するために来校する児童の動線の確保が必要となる。

【注意点】

室内の水飲み場、小学校・幼稚園とのエリア分け、登下校時の動線と昇降口の専用インターフォン

X 外構等

1 外構

校庭で行う球技に対応したフェンスを設置する。

冬場の部活動及びスポーツ開放事業に対応した照明を設置する。

昇降口から歩道へのアプローチは多数の児童・生徒が一斉に登下校するため、公道の通行の妨げにならないよう滞留スペースを確保する。特に幼稚園用昇降口は、保護者が園児の送迎に自転車の使用や、乳母車で乳児を帶同する場合があるため、十分な広さが必要である。

2 駐車場

食材搬入、ごみ収集、工事関係車両の荷捌きスペース、身体障がい者用として、専用の出入口を有する2t トラック3台程度の駐車スペースを確保する。

【注意点】

セキュリティ、食材搬入業者の連絡用インターフォン

3 駐輪場

委託業務職員等が使用する駐輪場として15台程度のスペースを設ける。外部の者が無断利用しない場所に設置すること。

【注意点】

雨に濡れない場所を確保する、バッテリー充電作業のできる場所を確保

XI その他

1 地域開放を行う施設

体育館、校庭、武道場、地域開放用更衣室、トイレは、地域開放を行う施設とする。

地域開放施設は「地域エリア」（地域開放を行う施設を配置したエリア）に配置し、地域開放を行わないエリアと区画を分け、エリア間の移動制限をかけられる設計にする。

地域開放は主に放課後や休日、長期休業期間に行う。

【注意点】

各エリアのレイアウトとセキュリティの確保

2 緑化推進の取り組み

学校に整備する樹木や植栽は、維持管理が容易で育成に児童生徒が関与しても危険のないものを選定する。また、高木等については将来の成長を見込んだ配置にする。

【注意点】

樹木の選定（落葉・常緑・とげの有無）・配置、有害な植物の排除

3 防犯設備等

学校の活動時間以外の警備は、機械警備とする。

外来者の受付は主事室で行うが校舎の出入り口は施錠し、インターフォンや防犯カメラの設置など防犯対策を講じる。

【注意点】

総合的な防犯対策・設置する防犯設備、わかりやすい施錠・開錠ルール、キープラン

4 防災機能

本校は災害時に地域住民の避難所になることから、地域用・学校用の防災倉庫を備えるとともに、ライフラインが被災した場合に備え、マンホールトイレや自家発電機の設置を検討するため、検討結果に合わせた設備を設ける。

【注意点】

防災倉庫の位置、利用動線、防災井戸の位置、マンホールトイレの位置・個数

5 バリアフリー

「学校設備バリアフリー化推進指針/文部科学省」や関係法令を準用し、障がい等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境を整備する。

避難所として不特定多数の区民が利用することを想定した使いやすい設計とする。

【注意点】

バリアフリー計画

＜参考基準＞

設計にあたっては、以下の基準及び指針（最新版）を考慮した設計とする。

- ・小学校設置基準、中学校設置基準/文部科学省
- ・小学校施設整備指針、中学校施設整備指針/文部科学省
- ・幼稚園設置基準
- ・幼稚園施設整備指針
- ・学校図書館図書標準/文部科学省
- ・学校環境衛生基準/文部科学省
- ・学校給食衛生管理基準/文部科学省
- ・学校設備バリアフリー化推進指針/文部科学省
- ・特別支援教室の運営ガイドライン/東京都教育委員会

5 基本仕様一覧

区分	室名 (新晴海中学校 30学級)	室名 (新晴海中学校 24学級)	室名 (月島第一小学校仮移転)	室名 (月島第一幼稚園仮移転)	①室数	②面積[m ²]/室 (最低)	①×② 必要面積[m ²]	中央区標準仕様 の指定	配置条件等	備考
生徒・児童学習	普通教室	普通教室	普通教室	-	24	77.4	1857.6	○	同学年を同一階に配置できる計画とする。 低層階に計画する。廊下を挟んだ普通教室の並列配置は行わない。 1居室当たり、有効で長辺9.0m×短辺8.6m以上を確保する。	1学級35人 机椅子のサイズは小学校・中学校とも新JIS規格W700×D500
	少人数教室	少人数教室	少人数教室	-	10	38.7	387.0	○	普通教室を配置する階に1室以上配置する。 教室からの移動時間を考慮しバランスよく配置する。	普通教室半室程度の面積
	理科室	理科室	理科室	-	2	115.6	231.2	○		部屋を暗転するためカーテンの他に暗幕を設置する。 流し、実験台を設ける。
	理科準備室	理科準備室	理科準備室	-	2	39.3	78.6	○	理科室と廊下から直接出入りできる配置とする。理科室2室の中間に設置の場合、2室分の面積を確保し準備室は1室にまとめることが可	普通教室や他の諸室への音の影響に考慮した配置とする。体育館までの楽器移動等の動線や距離に考慮することが望ましい。
	音楽室	音楽室	音楽室	-	2	120.5	241.0	○		
	音楽準備室兼楽器保管庫	音楽準備室兼楽器保管庫	音楽準備室兼楽器保管庫	-	1	87.5	87.5	○	音楽室2室の兼用とし、音楽室2室の間に配置する。	
	美術室	美術室	図画工作室	-	2	120.9	241.8	○		流しを設ける。
	美術準備室	美術準備室	図画工作室準備室	-	2	40.0	80.0	○	美術室/図画工作室と廊下から直接出入りできる配置とする。	
	技術室	技術室	多目的室	-	1	139.9	139.9	技術室○		流しを設ける。
	技術準備室	技術準備室	多目的準備室	-	1	40.5	40.5	技術準備室○	技術室と廊下から直接出入りできる配置とする。	
	作品保管庫(美術・技術用)	作品保管庫	作品保管庫	-	2	40.0	80.0	○	美術や技術で作成した作品を保管するため、美術室/図画工作室・技術室と近接していることが望ましい	
	家庭科室	家庭科室	家庭科室	-	1	121.0	121.0	○		流し、調理兼被覆台を設ける。
	家庭科準備室	家庭科準備室	家庭科準備室	-	1	37.0	37.0	○		流し、洗濯機を設ける。
	特別支援教室(学習)	特別支援教室(学習)	特別支援教室(学習)	-	1	92.9	92.9	○		個別学習ブース及び小集団学習スペース(4部屋)を壁で仕切る。
	特別支援教室(運動)	特別支援教室(運動)	特別支援教室(運動)	-	1	77.4	77.4		特別支援教室(学習)に隣接させる。	
	特別支援教室準備室	特別支援教室準備室	特別支援教室準備室	-	1	30.0	30.0	○	特別支援教室(学習)と廊下から直接出入りできる配置とする。	
	図書室	図書室	図書室	-	1	380.0	380.0		静かで、良好な採光、通風などに考慮することが望ましい。	書架、1クラス分のグループワークテーブル、個人学習のスペースを設ける。 蔵書数17,440冊(学校図書館標準/30学級)、書架は5段を想定。 図書室全体を見渡せる位置に貸出カウンターを設ける。 図書室内または近接した位置に流しを設ける。
	図書準備室	図書準備スペース(室)	図書準備スペース(室)	-	1	38.7	38.7		貸出カウンターの内側に図書準備スペース(室)を設ける。	貸出カウンターと隣接しカウンターエリア面積を含む
	礼法室	礼法室	礼法室	-	1	77.4	77.4			畳エリア(8畳程度)で華道部と茶道部が部活動を行う。 電気炉、流しを設ける。 ※晴海中学校は華道部と茶道部あり。
生徒・児童生活	展示コーナー	展示コーナー	展示コーナー	-	1	30.0	30.0		来校者が観覧しやすい場所に配置する。展示物を保管する専用室ではなく、昇降口等の共用部に展示コーナーを設ける。	展示ケース等を配置する
	生徒会室	生徒会室	多目的室(小)	-	1	25.0	25.0			
	昇降口・来客用玄関	昇降口・来客用玄関	昇降口・来客用玄関	-	-	適宜		○	生徒へのセキュリティに配慮しつつ、来校者が円滑に校内へ出入りできるようにすること。幼稚園昇降口とは分けた計画とする。	一足制採用。傘置き場を設ける。
	生徒用便所(男女)	生徒用便所(男女)	児童用便所(男女)	-	-	適宜		○	ゾーニング・動線に考慮し、ブロックごとに適宜設置する。	パリアフリートイレ含む
	水飲み場	水飲み場	水飲み場	-	-	適宜		○	ゾーニング・動線に考慮し、ブロックごとに適宜設置する。	手洗い兼用
	生徒用更衣室	生徒用更衣室	児童用更衣室	-	3	35.0	105.0	○	普通教室のある各フロア1室	児童・生徒用(女子が使用)
	廊下・階段	廊下・階段	廊下・階段	廊下・階段	-	適宜		○	廊下・階段の幅は生徒が2列すり、計4列でそれ違える程度の適度な幅員を確保する。	
	職員室	職員室	職員室	-	1	387.2	387.2	○	校長室に隣接し、機能的な連携を取れるようにする。来校者にわかりやすく、昇降口・来客用玄関からのアクセスが容易な計画とする。	教職員数約80人を想定。OAフロアとする。流し、総合盤、金庫を設ける。
	校長室	校長室	校長室	-	1	50.0	50.0	○	職員室に隣接し、機能的な連携を取れるようにする。来校者にわかりやすく、昇降口・来客用玄関からのアクセスが容易な計画とする。	応接セット、8人程度の会議用テーブルを設ける。
	事務室	事務室	事務室	-	1	40.0	40.0	○	職員室・校長室に隣接し、機能的な連携を取れるように計画する。来校者にわかりやすく、昇降口・来客用玄関からのアクセスが容易な計画とする。	金庫、消耗品等の収納棚または物品倉庫を設ける。
校舎エリア	給湯室	給湯室	給湯室	-	1	15.0	15.0	○	校長室・職員室に隣接し、共用できる。共用できない場合は、校長室内、職員室内にそれぞれ設ける。	
	主事室	主事室	主事室	-	1	60.0	60.0	○	受付としての機能があるため、昇降口・来客用玄関に隣接する。直ちに屋外に出れることが望ましい。	受付業務のため、開放用玄関に面してカウンターを設ける。 受付・事務エリア、倉庫・作業エリアを設け、それぞれ廊下から直接出入り可能にする。
	主事用更衣室兼休憩室	主事用更衣室兼休憩室	主事用更衣室兼休憩室	-	2	20.0	40.0	○		主事業務委託を前提に、男女各1室整備する。
	大会講堂	大会講堂	大会講堂	-	1	100.0	100.0		校長室・職員室からのアクセスが容易な配置とすることが望ましい。	講義形式で50人以上が使用できる。椅子・机の収納を考慮する。
	中会議室	中会議室	中会議室	-	1	30.0	30.0		校長室・職員室からのアクセスが容易な配置とすることが望ましい。	口の字形式で15名程度が使用できる。
	印刷室	印刷室	印刷室	-	1	35.0	35.0		職員室に近接するところが望ましい。印刷機等の騒音に配慮する。	
	保健室	保健室	保健室	-	1	70.2	70.2	○	職員室に近接するところが望ましい。教育相談室に近接するところが望ましい。	
	教育相談室	教育相談室	教育相談室	-	2	20.0	40.0		昇降口から教育相談室まで行きやすく、利用しない生徒から視認されにくい位置にすることが望ましい。	
	進路相談室	進路相談室	教育相談室	-	1	20.0	20.0		普通教室の階で最も低い階にあることが望ましい。	
	放送室	放送室	放送室	-	1	20.0	20.0		職員室に近接するところが望ましい。校庭の放送設備使用に対応できる位置に配置する。	前室不要。
職員管理	PTA室	PTA室	PTA室	-	1	25.0	25.0		来校者のアクセスが容易な配置とする。職員室と同じ階が望ましい。	
	開放用玄関	開放用玄関	開放用玄関	-	-	適宜				玄関の他に受付必要
	職員用便所(男女)	職員用便所(男女)	職員用便所(男女)	-	1	適宜		○	職員室・校長室・事務室に隣接する。	来客用便所と兼用可 幼稚園教諭用トイレは幼稚園エリア内または隣接する開放用トイレを使用できるよう考慮する。
	来客用便所(男女)	来客用便所(男女)	来客用便所(男女)	-	1	適宜		○		職員用便所と兼用可
	高齢者障害者等用便房(パリアフリートイレ)	高齢者障害者等用便房(パリアフリートイレ)	高齢者障害者等用便房(パリアフリートイレ)	-	-	適宜		○	各階配置	
	職員用更衣室(男女)	職員用更衣室(男女)	職員用更衣室(男女)	-	2	40.0	80.0	○	管理諸室(職員室・校長室・事務室)に近接するところが望ましい。	ロッカーを必要数設置し、休憩用ソファー等が配置できるレイアウトが必要
	昇降機	昇降機	昇降機	昇降機	1	適宜		○	車椅子対応とし、地域開放に配慮して来校者が容易に認識できる配置とする。	
	給食室	給食室	給食室	-	1	361.0	361.0	○	1階に設置することが望ましい。調理員休憩室を隣接させる。ごみ収集車両の駐車場所、食材搬入車両から検査室までの距離・動線などに考慮する。食材搬入口は検査室に入る汚染扱い用と配膳室に入る非汚染扱い用の2か所とする。	食数:1,130人分(生徒1,050人+職員80人)として負担金運用細目より面積算出 ただし当初は910人分(生徒840人+職員70人)の機器を導入、残りは拡張余地とする。検査室・下処理室・調理室・給食室内配膳室・洗浄室・食品庫を含む
	給食専用昇降機	給食専用昇降機	給食専用昇降機	-	1	適宜		○	配膳室内に計画する。	調理員と運搬車(W900×D650)が2台程度に入る大きさ。 給食室及び普通教室の配置関係によっては利用頻度が上がるため、運搬台が3台に入る大きさが必要となる。
	配膳室	配膳室	配膳室	-	-	適宜		○	普通教室を配置する階に配置する。	教室数に応じた運搬車数(10台)と調理員が作業できる面積とする。各階1室。 (参考)運搬車1台で20mだと狭いのでそれ以上は必要。
職員管理	調理員休憩室・更衣室・トイレ	調理員休憩室・更衣室・トイレ	調理員休憩室・更衣室・トイレ	-	1	40.0	40.0	○	給食室と隣接する。	給食調理員専用とする。
	教材庫	教材庫	教材庫	-	5	15.0	75.0	○	各階に1室配置する。	棚や収納庫を配置するため物品の出し入れがしやすいレイアウトにする。
	倉庫(物品)	倉庫(物品)	倉庫(物品)	-	-	適宜		○	使用頻度は低いが大型の物品等を収納する	一般用(充電保管庫等、季節物品等)、行事等用、施設管理用 ※入退場門、ステージ用看板、雑壇など
	倉庫(清掃)	倉庫(清掃)	倉庫(清掃)	-	-	適宜		○	清掃用庫を各階1か所設置する。	
	ゴミ置き場	ゴミ置き場	ゴミ置き場	ゴミ置き場	1	60.0	60.0	○	給食室、駐車場から近い配置が望ましい。	仮移転期間中は小幼共用 ごみはその他のごみと分けて置けるよう中のスペース割りを工夫する。
	防災備蓄倉庫(学校用防災倉庫)	防災備蓄倉庫(学校用防災倉庫)	防災備蓄倉庫(学校用防災倉庫)	-	1	30.0	30.0	○		帰宅困難者(生徒及び職員)用 学級数×1m
	駐車場	駐車場	駐車場	駐車場	1	適宜		○	運動場を横切らず、利便性の高い位置に配置する。	2tトラック2台(主な用途:給食の食材搬入用、ゴミ収集車用)、 身体障がい者用1台、計3台分のスペースを設ける。
	自転車駐車場	自転車駐車場	自転車駐車場	-	-	適宜		○	敷地外からのアクセスが容易な場所に配置する。関係者以外使用できない場所が望ましい。	15台以上のスペースを設ける。(幼稚園の送迎に許可を受ける車両がある)
他	電気室・機械室 等	電気室・機械室 等	電気室・機械室 等	-	-	適宜				

校庭 エリア	運動場	運動場	運動場	園庭	1	適宜	適宜	○	可能な限り大きい面積を確保する。 運動場は長方形を原則とする。 150mトラックと70mストレートを確保する。 地域開放で野球、サッカーができるように整備する。	人工芝の地上運動場とする。必要な諸室を整備した上で敷地の中で最大限確保する。防球ネット、照明を設ける。 月一小仮移転校舎として使用している期間、月一幼の園庭と共に共用とする。
	屋外生徒用便所(運動場)	屋外生徒用便所(運動場)	屋外児童用便所(運動場)	-	1	適宜			運動場からのアクセスが容易な場所にトイレを配置する。	
	倉庫(運動場)	倉庫(運動場)	倉庫(運動場)	倉庫(園庭)	1	35.0	35.0	○	十分な面積を確保する。運動場から直接利用可能な倉庫を配置する。	
	倉庫(地域開放用)	倉庫(地域開放用)	倉庫(地域開放用)	-	1	35.0	35.0	○	運動場から直接利用可能な倉庫を配置する。	
	プール	プール	プール	-	1	800.0	800.0	○	25m×6コース程度が望ましい。水槽・付属室(管理室・更衣室・機械室)を一体的に整備する	小学生・中学生が共用できる筐体の深さや水深に配慮する。
	プール用便所(男女)	プール用便所(男女)	プール用便所(男女)	-	1	適宜			プールから容易にアクセスできる配置とする。	面積はプールに含む
	プール用更衣室(男女)	プール用更衣室(男女)	プール用更衣室(男女)	-	1	適宜	-	○	プールから容易にアクセスできる配置とする。	面積はプールに含む
	プール用倉庫	プール用倉庫	プール用倉庫	-	1	適宜	-	○	プールから容易にアクセスできる配置とする。	面積はプールに含む
	-	-	幼稚園用プール	1	適宜	-			園庭に置き型プールを設置する。日除けシェードを設置する。	
	テニスコート	テニスコート	フリースペース(テニスコート用地)	-	1	1350.0	1350.0		中学校はソフトテニス用コート3面を確保し、小学校・幼稚園使用時は最低1面を確保する。(15m×30m×2 安全左右2m 奥行き3m含)	ゴムチャップ舗装。 防球ネット、照明を設ける。
	屋上運動場	屋上運動場	屋上運動場	-	1					可能であれば運動スペース、器具庫を設置する

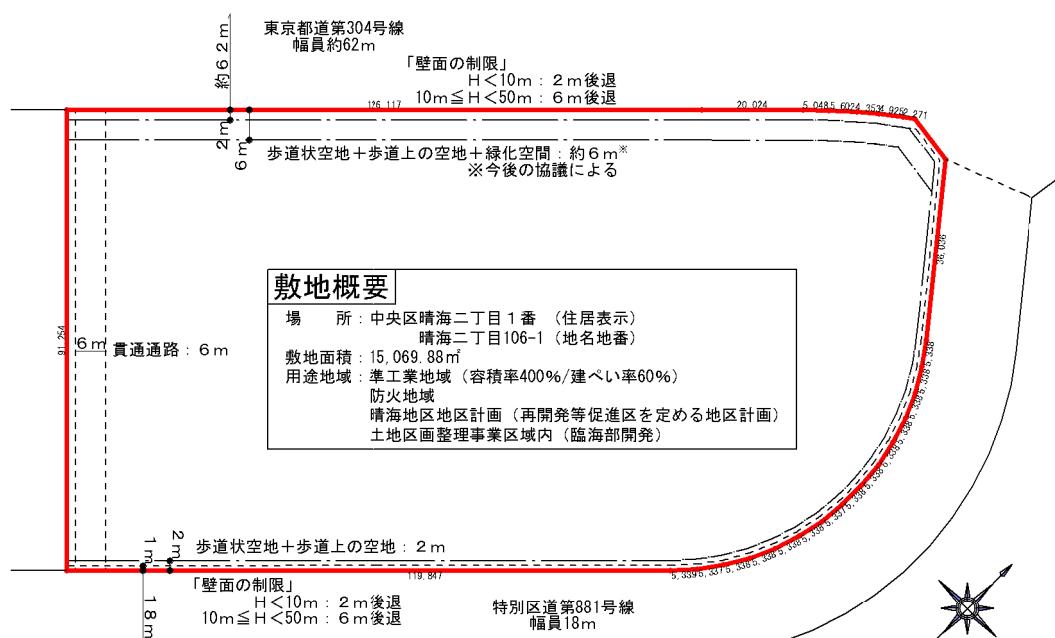
体育館 ・ 増設 エリア	体育館	体育館	体育館	-	1	728.0	728.0	○	面積は、バスケットボールコート1面分以上を確保する。バスケットコート1面の面積内に、ミニバスケットボールコート2面を含む。天井高さは8m以上とする。 調整室・器具庫・ピアノ収納用倉庫を体育館と一緒に配置する。	ステージ・体育器具庫・地域開放器具庫、放送室等を含む。床の階はガラス窓を設置しないこと。窓はキャットウォークを設置する階以上の階に配置する。キャットウォークの高さや張り出し幅は、床面のコートで行う競技に支障のない仕様にする。
	更衣室(地域開放用)	更衣室(地域開放用)	更衣室(地域開放用)	-	2	適宜		○	50人以上が更衣可能な広さを確保する。	男女更衣 シャワーブースを設置する
	防災拠点倉庫(地域用防災倉庫)	防災拠点倉庫(地域用防災倉庫)	防災拠点倉庫(地域用防災倉庫)	-	2	適宜		○	外部からの撤出入が可能な位置とする。体育館に接する。	2室で80.0m程度 1階と体育館の階に1室ずつ配置
	武道場兼第二体育館	武道場兼第二体育館	-	1	640.0	640.0	遊戲室・図書室・会議室	遊戲室○	畳の広さは80畳程度とする。天井高さは7m程度とする。倉庫を一体的に設置する。ステージ・調整室など付属施設の整備はない。	畳止めを設ける。ダンス用鏡を設置(使用しない時は引き戸で収納) ※晴海中学校は剣道部あり。
	理科室増設スペース	-	-	1	115.6	115.6			中学校:理科室と廊下から直接出入りできる配置とする。	中学校:部屋を暗転するためカーテンの他に暗幕を設置する 給排水必要。第三理科室に転用の時はガス設備は不要とする。
	理科準備室増設スペース	-	-	1	39.3	39.3	遊戲室○			
	家庭科室増設スペース	-	預かり保育事務室兼休憩室	1	38.7	38.7				中学校:家庭科室は給排水設備が必要、生徒用コンセントを定員分使用 幼稚園:洗濯機を設ける
	家庭科準備室増設スペース	-	預かり保育室	1	77.4	77.4				
	技術室増設スペース	-	区職員用更衣室(男女)兼休憩室	1	38.7	38.7				幼稚園用:職員用更衣室(男女)兼休憩室
	技術準備室増設スペース	-	プレディー室	1	139.9	139.9				中学校:技術室は、三相電源等必要
	普通教室	-	教材庫兼弁当保管室	1	40.5	40.5				幼稚園:個別温度設定ができる空調 夏季・冬季とも15度程度を維持する必要がある
	普通教室	-	プレディー事務室	1	77.4	77.4				
	普通教室	-	職員室兼保健室兼園長室兼給湯室	1	77.4	77.4				幼稚園:給湯室としてミニキッチンを整備する 園長室スペースはパーテーションで仕切る
	普通教室	-	保育室(4歳児・2室)	2	77.4	154.8	保育室○			幼稚園:幼稚園用水飲み場(手洗い場)を室内または廊下に整備する。
	普通教室	-	保育室(5歳児・2室)	2	77.4	154.8	保育室○			幼稚園:幼稚園用水飲み場(手洗い場)を室内または廊下に整備する
	特別支援学級 普通教室	-	保育室(3歳児・3室)	3	77.4	232.2	保育室○			中学校:特別支援学級は普通教室3室分 1学級8人程度。運動スペース1室を含む。※水飲み場(手洗い場)を整備する
	特別支援学級準備室	-	PTA室	1	30.0	30.0				幼稚園:PTA用会議室
	特別支援学級用便所	生徒用便所(男女)	園児用便所	-	適宜		園児便所○			中学校:特別支援学級に隣接して専用便所を整備する。給湯シャワーブースを整備する。 幼稚園:シャワーバンを設置する
	生徒用便所(男女)	生徒用便所(男女)	児童用便所(男女)	-	適宜		○			体育施設用は地域開放用を兼用し温水洗净便座とする(児童・生徒用は除く)
	職員用便所(男女)	職員用便所(男女)	職員用便所(男女)	1	適宜		○			職員用のため温水洗净便座とする
	フリースペース	フリースペース 改修作業エリア	-	幼稚園用昇降口・来客用玄関	-	適宜				幼稚園:上下足制採用、別に園庭靴を使用 園庭靴は保育室前園庭側に靴箱を設置も可 登園・降園じの滞留スペースを設ける
	主事室(開放受付)	主事室(開放受付)	-	主事室(開放受付)	1	30.0	30.0	○		開放受付の場合利用者動線を考慮した位置に設置
	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	-	適宜		○		教材・清掃兼用、各階1か所 ※仮移転期間中は小幼共用
	水飲み場	水飲み場	水飲み場	水飲み場	-	適宜				※手洗い場、幼稚園専用は中学校仕様に改修
	廊下・階段	廊下・階段	廊下・階段	廊下・階段	-	適宜				階段は中学校仕様のため幼稚園児は使用しないよう考慮すること。

[特記]

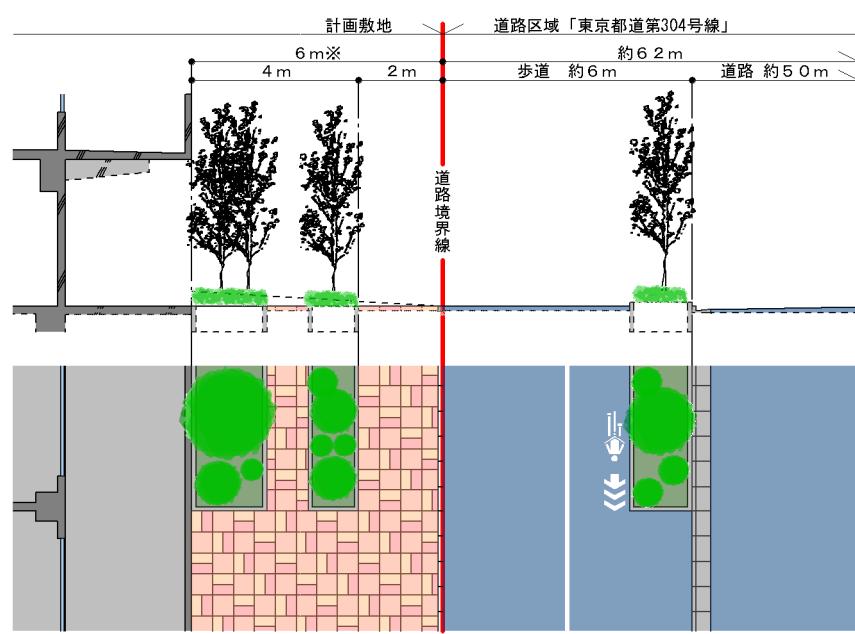
- 所室別の転用の組み合わせは例示であり、設計上の条件ではない。
- 各室の転用前、転用後の状態が無駄がなく効率的・効果的に使用できることが重要である。
- 転用にかかる改修工事が学校の活動に影響しない転用案・配置案が重要である。
- 中央区標準仕様の指定欄は関連する項目・記事があるものに○印を付している



案 内 図



敷地図



緑化空間のイメージ